

日本産業技術教育学会会則

第1章 総則

第1条 本会は日本産業技術教育学会（The Japan Society of Technology Education）という。

第2条 本会は産業技術教育に関する研究を行い、その振興普及及び会員相互の連絡を図り、もって産業技術教育の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、講演会などの開催
- (2) 会誌その他の刊行
- (3) 学会賞等の授与
- (4) その他、目的達成に必要な事業

第4条 本会の事務局は原則として会長在任地に置く。

第5条 本会には必要な分科会を置く。細目は、細則に定める。

第6条 本会には必要に応じて支部を置く。細目は、細則に定める。

第2章 会員

第7条 本会の会員は次の7種とする。

1. 正会員
 2. 学生会員
 3. 終身会員
 4. 名誉会員
 5. 賛助会員A
 6. 賛助会員B
 7. 購読会員
- (1) 正会員は本会の目的に賛同し、産業技術教育に関する研究・教育に従事している者で、理事会で承認された者
- (2) 学生会員は産業技術教育に関連のある大学に籍を置く者で、理事会で承認された者
- (3) 終身会員は正会員として10年以上在籍した60才以上の会員で、正会員費の5年分以上を前納し、理事会で承認された者。なお、正会員として10年以上在籍した60才以上の会員で、退職後5年間以上会費を納入した会員は、当人の申し出等により理事会で承認された者を終身会員とすることができる
- (4) 名誉会員は産業技術教育に関し特に功績があると認められた者で、理事会で推薦され総会で承認された者
- (5) 賛助会員Aは本会の事業を賛助する個人

または法人で、理事会で承認された者

(6) 賛助会員Bは本会の事業を主として地域において賛助する個人または法人で、理事会で承認された者

(7) 購読会員(大学の図書館など)は学会誌を定期購読する者

第8条 本会の会員は、会誌への投稿、本会の開催する研究会及び講演会等に参加し発表することができる。ただし、購読会員は除く。

第9条 会員が次の各号の一つに該当した場合には、理事会の議決を経てこれを除名することができる。

- (1) 1年以上会費を滞納した者
- (2) 会則に違反した者
- (3) 本会の名誉を著しく棄損した者

第3章 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

- (1) 理事 評議員数の10分の3以内(会長1名、副会長3名、庶務理事、会計理事、広報理事及び編集委員長を含む)
- (2) 監事 2名
- (3) 評議員 正会員数の10分の1以内
- (4) 必要に応じて特任理事を置くことができる。ただし、第10条(1)の外数とする

第11条 役員を選出は次の通りとする。

- (1) 評議員は正会員の中から選出する
- (2) 理事は正会員の中から選出する
- (3) 会長は評議員会で選出し、総会で決定する
- (4) 副会長、庶務理事、会計理事、広報理事及び編集委員長は会長候補者が指名し、総会で決定する
- (5) 監事は理事会で選出し、総会で決定する
- (6) 上記の役員を選出方法は、細則に定める

第12条 会長の任期は2年とし、再任は1回とする。

第13条 他の役員任期は2年とする。再任されることができる。

第14条 役員は次期役員が選出されるまでその

職務を行う。補欠により選出された役員の任期は、他の在任役員の残任期間と同一とする。

第 15 条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して会務を総理し、評議員会及び理事会の議長を務める
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する
- (3) 監事は本会の会務を監査する
- (4) 理事は会務を処理する
- (5) 評議員会は会務を議決する

第 4 章 総会、評議員会、理事会等

第 16 条 本会には、総会、評議員会、理事会、編集委員会、事務局及びその他理事会が必要と認めた委員会を置く。

第 17 条 総会の開催は次の通りとする。

- (1) 総会は会長が招集する
- (2) 総会は年 1 回開催する、ただし、理事会が議決したとき、臨時に開催することができる
- (3) 総会は正会員の 10 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。ただし、総会に出席できない正会員は、書面をもって他の出席正会員に委任することができる。なお、書面は電子メールに代えることができる
- (4) 総会は次の事項を議決する。
 1. 会則の変更
 2. 役員の承認
 3. 予算及び決算の承認
 4. 事業計画及び事業報告の承認
 5. その他の理事会が必要と認めた事項
- (5) 総会の議長の選出は、開催地の実行委員会に委嘱する

第 18 条 評議員会は、会長もしくは理事会が必要と認めた時、予め会議の目的を示して、会長がこれを招集する。評議員会は次の事項を議決する。

- (1) 細則の変更
- (2) 事業の実施計画案
- (3) 総会に提出する議案
- (4) その他必要な事項

第 19 条 理事会は会務の執行に関して会長が必

要と認めるときに招集する。理事会は評議員会より委任された事項を審議執行する。

第 20 条 編集委員会は分科会から推薦された委員によって構成し、会誌その他を編集する。細目は、細則に定める。

第 21 条 事務局は理事会の委託を受けて会務を執行する。

第 22 条 全ての議事は出席者の過半数の賛成がなければ議決することができない。同数の場合は、議長が決める。

第 5 章 会 計

第 23 条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

第 24 条 会費は次の通りとする。

- (1) 正会員は別に定める入会金及び会費を納めるものとする。ただし、終身会員及び名誉会員は会費の納入を必要としない
- (2) 学生会員は正会員の 2 分の 1 の会費を納めるものとする
- (3) 賛助会員 A 及び賛助会員 B は別に定める会費を納めるものとする

第 25 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月末日に終わる。

第 6 章 付 則

第 26 条 この会則の変更は総会の議決による。

第 27 条 本会の細則は別に定める。

第 28 条 この会則は 1988 年度のを改正し、1991 年度より実施する。

第 29 条 この会則は 1991 年度のを改正し、1996 年度より実施する。

第 30 条 この会則は 1996 年度のを改正し、1997 年度より実施する。

第 31 条 この会則は 1997 年度のを改正し、2000 年度より実施する

第 32 条 この会則は 2000 年度のを改正し、2004 年度より実施する

第 33 条 この会則は 2004 年度のを改正し、2007 年度より実施する

第 34 条 この会則は 2007 年度のを改正し、2008 年度より実施する

日本産業技術教育学会細則

第1章 会員及び分科会

- 第1条** 会員になろうとする者は、本会所定の入会申込書に必要事項を記入し、申込みをしなければならない。
- 第2条** 入会申込者に対しては理事会でその資格を審査し、入会を承認する。
- 第3条** 理事会で入会を承認された者は所定の会費を納めなければならない。事務局は会費の納入を確認した後、入会承認書を送り会員名簿に登録する。
1. 入会金：1000円（正会員のみ）
 2. 年会費：正会員（7000円）
学生会員（3500円）
賛助会員A（50000円）
賛助会員B（10000円）
- 第4条** 会員は年会費を3月末日までに前納しなければならない。
- 第5条** 会費を滞納した会員は、その権利が停止される。
- 第6条** 学生会員が卒業したときは正会員への資格変更の手続きをしなければならない。
- 第7条** 退会しようとする者は書面で申し出て、理事会の承認を受けなければならない。
- 第8条** 学会誌を定期購読する者を購読会員とし、学会誌を1冊2,500円で購読する。入会費は納めなくてよい。
- 第9条** 本会には次の分科会を置く。会員は下記の1.～6.のいずれかの分科会に所属する。
1. 技術教育 2. 材料加工 3. エネルギー
 4. 生物育成 5. 情報 6. 教育実践
- なお、必要に応じて、材料加工分科会（木材加工）、材料加工分科会（金属加工）、エネルギー分科会（機械）、エネルギー分科会（電気）と表示することができる。
- 第10条** 分科会には代表を置く。

第2章 支部

- 第11条** 本会には次の支部を置く。

1. 北海道 2. 東北 3. 関東 4. 北陸
5. 東海 6. 近畿 7. 中国 8. 四国
9. 九州

- 第12条** 支部の運営はそれぞれの支部規約による。

第3章 役員選出方法

- 第13条** 次期役員選出のため選挙管理委員会（5名以内）を理事会に設け、委員長は理事の互選とする。
- 第14条** 選挙管理委員会は評議員候補名簿を作成する。ただし、候補者は各支部からの推薦により登録する。
- 第15条** 評議員の選出は郵送による正会員の投票によるものとする。

第4章 学会賞

- 第16条** 本会の授与する賞は功績賞、功労賞、論文賞、奨励賞、および理事会で適切と認められた賞とする。
- 第17条** 功績賞は本会に対して特に功績のあった者に与える。
- 第18条** 功労賞は本会の運営に対して特に多大の功労があった者に与える。
- 第19条** 論文賞は特に優れた研究をなし、その業績を本会会誌に発表した者に対して与える。
- 第20条** 奨励賞は主として中学校・高等学校等の教育現場の教員で、優れた研究をなし、本会会誌に発表した者に与える。
- 第21条** 理事会内に学会賞選考委員会を設け、受賞者を決定する。委員長は会長とする。論文賞及び奨励賞の受賞者については、予め常任編集委員会に推薦を依頼する。

第5章 全国大会

- 第22条** 本会は年1回以上全国大会を開催する。
- 第23条** 全国大会の開催地に全国大会実行委員会を組織する。

第 24 条 全国大会は一般講演，特別講演及びシンポジウム等を行う。

第 25 条 全国大会その他本会諸会合の日時，場所，必要な事項は会誌会告欄に掲載する。

第 6 章 会誌その他刊行物

第 26 条 本会は日本産業技術教育学会誌 (Journal of the Japan Society of Technology Education) を季刊で発行する。

会誌には会員の投稿による教育研究論文，実践研究論文，実践事例論文，一般研究論文，解説等を掲載する。会誌の投稿規定及び投稿論文執筆要領は別に定める。また，会誌には本会の事業並びに会務に関する諸報告，その他適当と認める記事を掲載する。

第 27 条 本会は理事会に諮って，会誌のほか有益と認める図書等を刊行することができる。

第 28 条 会誌は全会員に 1 部を無料で配布する。会誌その他の刊行物は相当の代価でこれを希望者に配布する。前項の代価は理事会でこれを決め

る。

第 29 条 会誌その他の寄贈先は理事会で定める。

第 7 章 編集委員会

第 30 条 本会に編集委員会を置く。

第 31 条 編集委員会は各分科会より推薦された 3 名の委員（うち常任編集委員 1 名と編集委員 2 名）で構成し，会誌その他の刊行物の編集に関する基本方針を審議決定する。常任編集委員会は会誌その他の刊行物の編集及び投稿規定と投稿論文執筆要領の管理運営を行う。

第 32 条 編集委員及び常任編集委員は理事会の承認を得るものとする。

第 33 条 編集委員の任期は 2 年とする。再任されることができる。

第 34 条 編集委員長は，編集委員会及び常任編集委員会を代表し，その議長となる。

(1998 年のものを 2000 年 7 月 27 日に一部改正)

(2000 年のものを 2002 年 11 月 17 日に一部改正)

(2002 年のものを 2007 年 8 月 25 日に一部改正)

(2007 年のものを 2008 年 8 月 24 日に一部改正)